

6 稲田緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 稲田神社周辺一帯（笠間市）
- (2) 指 定 昭和54年3月31日（茨城県告示第455号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、笠間市稻田市街地の西部に位置してスギ、ヒノキ、シラカシの混交林が神社を中心に占有し、一部にシラカシの大木林があって県内でも数少ない地域である。また混交林内にはスダジイ、モチノキなどの常緑広葉樹が植栽されていて樹勢もよく暖地性の特色を呈し、良好な自然環境を形成している。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地と一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

スギ、ヒノキ、モミ、一部シラカシ林などを主体に構成されている林内にはスダジイ、モチノキ、ヒサカキ、コウヤマキ、シラカシの常緑樹が植栽されている。参道の西側にはモウソウ竹林があり林床にはアオキが多く生えている。さらにスギ林、コナラ林、アカマツ林があり、これらの林床にはアオキ、ツルマサキ、ティカカズラ、カシワバハグマ、ツルアリドウシなどの種類も

多く生育している。

ツルアリドウシは山岳地に見られるもので当地のような平地では珍しい植物と言える。

イ 野生動物

常緑樹が多く生育しているためウラナミアカシジミ、ミズイロオナガシジミ、キチョウ、ヒメウラナミジャノメ、ルリタテハ、キタテハなどのチョウ類をはじめとして、昆虫類が多数生息している。

(3) 自然環境保全に関する基本的な事項

シラカシなどの混交林とスギ、アカマツ林を一体に、そこに生存する動植物を維持するため自然環境の保全を図る。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

本地域の区域は次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 别 面 積	摘 要
稻 田 緑 地	笠間市稲田の一部	3.60	民 有 地	
環 境 保 全 地 域	(別図のとおり)		3.60	

総 括 表

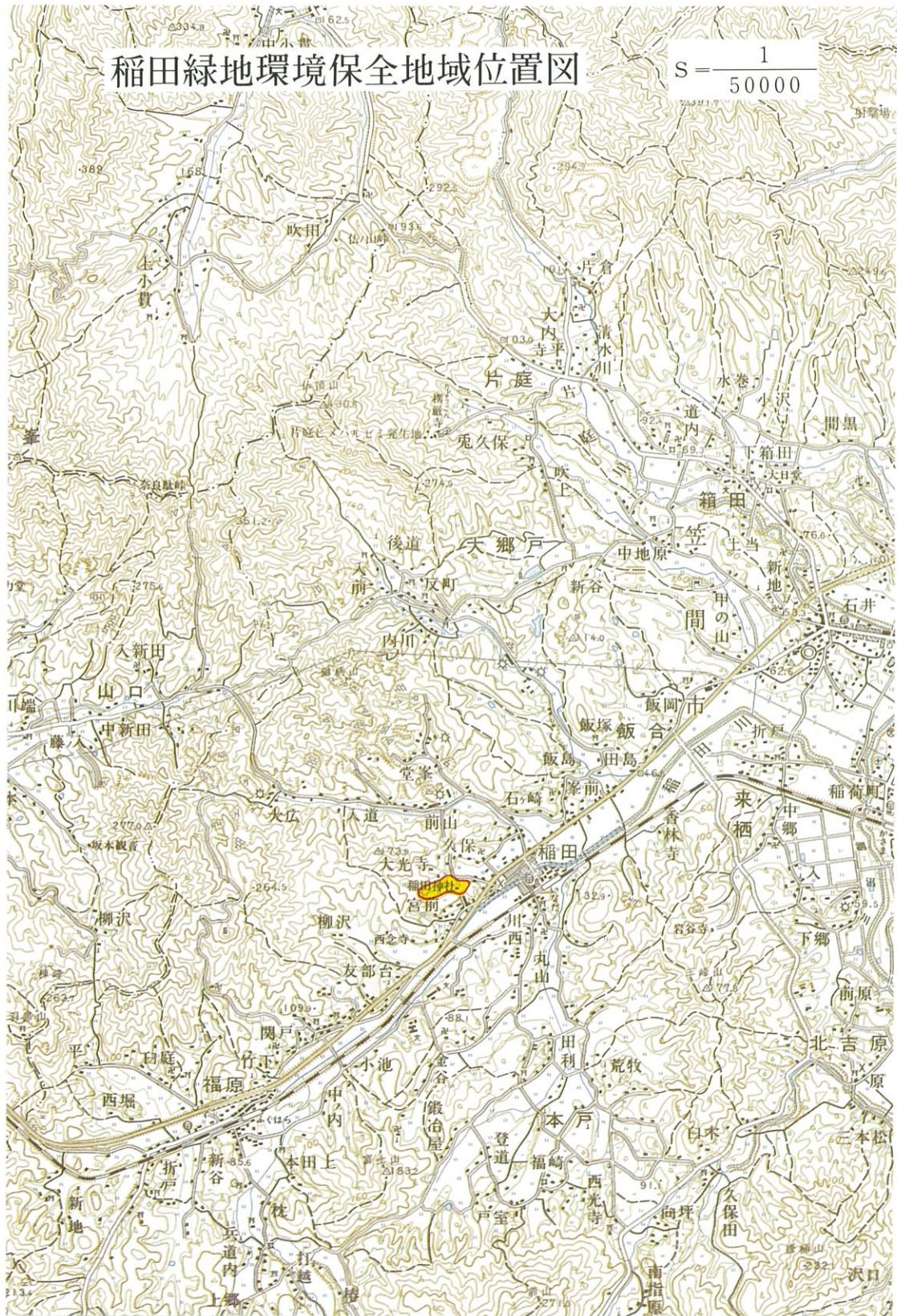
単位：ヘクタール

区 分	内 訳			計
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	
土 地 所 有 别 面 積	0	0	3.60	3.60

(面積は図上測定による概算値)

稻田緑地環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



稻田緑地環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$

